



行動規範

ifm グループ



目次	
ifm 行動規範の改訂および補足について	3
取締役会による序文	4
企業理念と適用法	5
互いに対する尊重	6
お客様およびサプライヤーへの対応	7
利益相反	8
金品の授受・接待・その他の便宜供与	9
機密情報と個人情報の取扱い	10
環境保護 と持続可能性	11
品質	12
労働安全衛生、児童労働・強制労働の排除	13
独占禁止法について	14
内部通告制度	15
行動規範の効力と実施	16



ifm 行動規範の改訂および補足について

ifm は 2014 年に行動規範の初版を発行しました。

以来、この 6 年間に、当社とビジネスパートナーの要求はさらに進歩しました。

持続可能性や環境保護のような問題は全く新しいものではなくても、ますます重要になってきています。

それに伴って、行動規範の見直しと補足を行うことにしました。

依然として、ifm の企業理念と法律的な要求事項が ifm の行動規範の基本であることは変わりません。

この行動規範に示されている原則は、私たち、そして従業員一人一人が順守しなければならない普遍の原理です。

その根拠は、私たちの願いである「順調な安定成長」の継続です。

エッセンおよびテトナング、2020 年 10 月

ifm stiftung & co. kg

Martin Buck
取締役会

Michael Marhofer
取締役会



取締役会による序文

従業員各位

「ifm は倫理的企業を目指します。」 この原則は当社の理念に基づく日常の活動の一部となっています。1990 年に制定されたこの理念は既定の原則とともに、世界的企業として社会的責任を負っていることを当社が認識している表れであります。

近年における社会変化を受け、倫理的な行動を取ることが世界中で非常に重視されています。

こうした背景から、当社の全員に向けて行動規範を制定することにしました。この規範により、私たちは ifm と ifm の従業員、そしてお客様とサプライヤーに対する倫理的責務を果たします。

私たちが目指しているのは、「順調な安定成長」です。これは、法律や規則に則り、刑事罰・民事罰の処分を受けないように行動することでもあります。さらに、私たちは倫理的な責務を果たしたいとも考えています。

この行動規範は、法的・倫理的事項に対して、私たちがどうあるべきかという行動の指針となっています。

また同時に、当社と各従業員がこの規則を順守することも求めます。

エッセンおよびテトナング、2014 年 3 月

ifm stiftung & co. kg

Martin Buck
代表取締役

Michael Marhofer
代表取締役



企業理念と適用法

当社は、企業理念の基に行動します。

私たちは、企業活動を行う各国において適用される法律および規範を厳格に順守します。

ifm の従業員¹は **ifm** の企業理念の原則に従います。

ifm は適用される法律、ガイドライン、および規範を順守します。



互いに対する尊重

従業員は互いに敬意を持って接します。

人権に関する国際連合憲章を承諾していることを明言します。

ifm と ifm の従業員は、年齢、性別、宗教、出自その他の理由による差別を決してしません。

ifm に在籍する管理職と従業員は多国籍で構成され、生活や文化の違いを受け入れます。

私たちは、各従業員個人を互いに尊重します。

(企業理念からの原則)



お客様およびサプライヤーへの対応

ifm はお客様に対して丁寧に対応します。各従業員は皆、直接的・間接的に関わらず営業を担います。

ifm の従業員は「Close to you（あなたの近くに）」という基本原則を自分のものとして理解します。

ifm は、軍事目的に直接資する開発・製造・販売を行わないことを信条とします。

ifm は利益のためサプライヤーを公正に選びます。この点については、品質と価格を熟慮するものの、サプライヤーの社会的責任と労働環境も重視します。

ifm はお客様およびサプライヤーとの間に信頼される公正な関係を築きます。

ifm は、軍事目的に直接資する開発・製造・販売を行わないことを信条とします。



利益相反

ifm を代表する役職者は、いかなる利益相反取引や利益相反になり得る状況も回避します。

利益相反は、意思決定を行う者が自己や関係者の利益を得るために会社に不利益を与える取引です。

ifm の従業員は、利益相反の可能性がある、または明白に利益相反となる状況を、所属長やコンプライアンス部門に報告しなければなりません。

利益相反取引を避けます。

利益相反が疑われる場合は必ず報告しなければなりません。



金品の授受・接待・その他の便宜供与

企業に対する信頼と忠誠(ロイヤルティ)は貴重な財産です。

贈答品（金品や接待など）は、どんな場合でも不当に高額であってはならず、贈収賄を疑われるものであってはなりません。たとえ金額が低くても、見返りを期待することなどは許されず、場合によっては法律に抵触する可能性もあります。

こうした背景に鑑み、慣習となっている贈答品の授受は適切なものだけに限り認められます。

疑わしい場合は、そうした取引行為が明らかに問題になることはないか、あるいは関係する個人や企業の名声を損なうことがないか、自分自身に問いかけてみることも必要です。

公的機関/公務員との間の寄付の授受は、より厳格な特例規制が設けられており、セントラルマネジメントディレクターの担当者またはコンプライアンス部門に必ず相談してください。

贈答品の授受は、それぞれの場合が適切であるかを個別に確認します。

対象が公的機関および公務員の場合は、いかなる種類であっても贈答品の授受は控えてください。



機密情報と個人情報の取扱い

ifm の従業員は、法律上の特別な情報保護措置が必要な、お客様やサプライヤーの要求事項が一部含まれる機密情報の受領・保管・送付を行います。この情報の中にはビジネスパートナー（顧客、サプライヤー、サービス提供者）、従業員や求人応募者に関する情報、業務上の機密情報、お客様やサプライヤー間との守秘義務の対象となる情報が含まれます。

ifm は機密情報を慎重に取り扱い、必要に応じてデータが機密情報である旨を表記します。

個人情報の収集・処理・保存は、法的な範囲でのみ行います。

ifm は機密情報を慎重に扱います。



環境保護 と持続可能性

「ifm は環境に配慮した選択決定と実践を求め、これを推進します。」（企業理念からの原則）

私たちは適用される環境法と当局の要求事項を順守し、さらに、経済的に合理的な枠組の範囲で、常に環境保護の向上に取り組みます。

現在ある資源を有効に活用します。

ifm グループで持続可能性に関する組織的な発展と改善が、常に定着することを目指します。私たちは経済・環境・社会の融和を図ります。

ifm は環境に配慮した選択決定と実践を求め、これを推進します。

ifm は経済・環境・社会の融和を図ります。



品質

「高い品質の製品と正確な技術のデータは、ifm の絶対的な価値です。」
(企業理念からの原則)

私たちにとって、品質とは製品のみを指すものではありません。当社のプロセスはマネジメントシステムで規定され、お客さまのサービスと製品の品質を目指して考えられています。

従って、ifm グループの製品にはすべて最高の信頼性と精度、持続可能性の基準が定められています。

ifm 製品の品質と性能は、模範となるものです。



労働安全衛生、児童労働・強制労働の排除

ifm は、人権を侵害する武装集団への直接・間接的な資金源となる原材料を、ifm の製品に使用しないよう十分な措置を取ります。

ifm は、職場内の健康と安全を定めた法律に従い、労働安全衛生管理システムを整備します。

児童労働・強制労働の禁止を含む国際人権規約の承諾を明言します。

また、ifm は職場の労働安全衛生と児童労働の禁止に関する EU 規則の順守を、ifm と取引する全世界のサプライヤーにも要求します。

ifm は従業員労働安全衛生について責任を負います。

ifm は、当社とサプライヤーの構内における児童労働・強制労働を明確に排除します。



独占禁止法について

ifm は適用される独占禁止法および競争法を順守します。

価格カルテルやその他の技術的・営利的な談合行為を決して許しません。

さらに、顧客や販売エリアなどに関する独占・反競争的な取引制限を絶対に行いません。

ifm は公正な競争を順守します。



内部通告制度

ifm の従業員が特定の状況で、適用法またはこの行動規範に従った行動に迷う場合は必ず、コンプライアンス部門がアドバイスを提供します（メール： compliance@ifm.com）。

ifm の従業員は、当社従業員、取引営業担当者、あるいはその他のビジネスパートナーによる本行動規範や当該法律に反すると疑われる行為について、コンプライアンス部門へ直ちに報告しなければなりません。報告はすべて機密に扱われます。

また、匿名での報告することも可能です。 <https://www.bkms-system.com/ifm>。

従業員が ifm の経営方針に反する場合、ifm は違反行為がさらに行われないよう、適切な措置を講じます。

ifm は労働法に則った措置を講じ、必要な場合は行動規範に違反した従業員に対して損害賠償請求を行う権利を有します。

ifm の行動規範に対する違反があった場合、直ちにこれを報告しなければなりません。

ifm は違反行為に対し、労働法や民事罰・刑事罰に問い、罰則を適用することができます。

疑わしい場合については、直ちに報告しなければなりません。



行動規範の効力と実施

行動規範は、公開日から ifm グループの全従業員に対して効力を有します。

コンプライアンスに関する E ラーニングその他のトレーニングコースを、適宜開催します。

コンプライアンス部門は、行動規範の順守を随時確認することができます。

また、ifm stiftung & co. kg のコンプライアンス部門および取締役会と協議の上、社内監査部門または外部のサービス提供者などの他部門が実施することもできます。

発効：公開日から全従業員に発効

コンプライアンスに関するトレーニング（E ラーニングなど）は必須です。

行動規範の順守を随時確認します。